

設計契約書

委任者 有限会社 鈴木養鶏場 (以下「甲」という) と

受任者 【施主代行者】 (以下「乙」という) とは

【鶏舎新築工事及び付帯設備工事、加工施設拡張工事及び付帯設備工事】の設計について、次のとおり設計契約を締結する。

第1条 甲は上記工事の設計業務を乙に発注し、乙はこれを引き受けるものとする。

第2条 乙は、甲の指定する期日までに設計図書、仕様書並びに見積書を甲に提出するものとする。

第3条 甲が乙に支払う設計業務報酬の金額（または、設計料率）及び支払方法は、次によるものとする。

(1) 設計業務報酬額：

(2) 支払方法

前払い：契約締結時10%

完成引渡後払い：90%及び消費税を支払う

第4条 乙が実施設計に着手した後、甲が基本設計の部分的変更を要求し、実施設計の変更を行ったとき、乙はこれに相当する報酬を受ける。

第5条 甲が施設建設の全部または一部の実施を中止もしくは廃止したとき、乙は業務を分割発注されたものと見なし、その期間までに完了した業務に対する報酬を受ける。

第6条 この契約によって生ずる甲及び乙の権利義務は、相手方の書面による承諾を得なければ第三者に譲渡することができない。ただし、乙は事前に甲に書面で通知することにより、設計業務の一部を他に再委託することができる。

第7条 当事者の一方がこの契約を履行しない場合、相手方は既済部分を精算の上この契約を解除することができる。

第8条 この条項に定めていない事項については、必要に応じて甲・乙協議して決めるものとする。

第9条 この契約に関し、次のとおり特約する。

・
・

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を保有する。

平成27年 月 日

甲：大分県速見郡日出町大字藤原5707番地の12

有限会社 鈴木養鶏場

代表取締役 鈴木 明 久 印

乙：

印